

## ○東京藝術大学主催事業への協賛に関する規則

〔平成19年3月22日〕  
制 定

改正 平成22年5月21日 平成25年10月24日  
平成28年3月24日

### (目的)

第1条 この規則は、本学の主催する事業への協賛に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において「協賛者」とは、本学の主催する事業への支援を目的として協賛する者をいう。

2 この規則において「協賛金」とは、前項の協賛者から受け入れた金銭をいう。

3 この規則において「部局」とは、事務局、美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部（言語・音声トレーニングセンターを含む。）、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター及び藝大アートプラザをいう。

### (募集)

第3条 部局において各種事業を実施するにあたり、協賛者及び協賛金を募集する場合は、学長の承認を得るものとする。

### (受入れ)

第4条 前条の募集に対して、協賛の申込みがあったときは、当該部局において審査の上、受け入れるものとする。

### (協賛者名の表示)

第5条 部局は、協賛を受け入れた場合は、協賛者からの支援があることを告知するため、当該事業にかかるポスター、チラシ、プログラム、報告書等に協賛者名を表示するものとする。

### (協賛金の使途)

第6条 協賛金の使途は、当該事業に要する経費に充てるものとする。また、その経費に充ててなお残余があるときは、募集の際に協賛者の同意を得た場合に限り、教育研究助成の寄附金として使用できるものとする。

### (協賛金の額)

第7条 協賛金の額は、部局の各事業毎に別に定めるものとする。

### (事務)

第8条 協賛に関する事務は、当該部局において処理する。

### (雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年 5 月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年 7 月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。